

## 高等職業訓練促進給付金等事業について

母子家庭の母又は父子家庭の父（以下「母子家庭の母等」といいます。）が専門的な資格を取得するために必要な1年以上のカリキュラムを受講する場合、受講期間中の生活の負担軽減のために、高等職業訓練促進給付金（以下「訓練促進給付金」という。）を支給するとともに、入学時の負担軽減のため、高等職業訓練修了支援給付金（以下「修了支援給付金」という。）を支給する制度です。

### 1. 対象となる方

- 町内にお住まいの、20歳未満のお子さんを扶養している母子家庭の母等で、次の全ての要件を満たしていることが必要です。
- (1) 児童扶養手当の支給を受けているか、または同等の所得水準にあること。
  - (2) 養成機関において1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれること。
  - (3) 仕事又は育児と修業の両立が困難であること。

### 2. 対象となる資格

看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、栄養士、理容師、美容師

### 3. 支給額・支給期間（時期）

#### ○ 訓練促進給付金

【支給額】 月額100,000円（市町村民税非課税世帯）  
月額 70,500円（市町村民税課税世帯）

【支給期間】修業期間に相当する期間（上限36月）。申請された月からの支給となります。

#### ○ 修了支援給付金

【支給額】 50,000円（市町村民税非課税世帯）  
25,000円（市町村民税課税世帯）

【支給時期】修了後に支給

### 4. 留意事項

過去に、訓練促進給付金及び修了支援給付金を受給されている方には支給できません。

### 5. 申請窓口

本庁福祉課で受け付けています。支給を希望する方は、早めにご相談ください。

#### ●厚生労働省ホームページ

（<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000062986.html>）

もご覧ください。

お問い合わせ先 福祉課 生活福祉係

電話 0847-89-3335

## 申請から支給までの流れ

(1)

事前相談

(福祉課へ相談)



(2)

支給申請をします。

【申請時期】

(訓練促進給付金) 修業開始から修了日までに  
(修了支援給付金) 修了日から起算して30日以内に

【提出書類】

- 高等職業訓練促進給付金等支給申請書

【添付書類】(公簿等で確認できる場合は省略できる)  
(共通)

- 申請者及び扶養している子の戸籍謄本又は抄本
- 世帯全員の住民票の写し
- 児童扶養手当証書の写し又は扶養控除のわかる所得証明書
- 養育費に関する申告書
- 申請者及び同一世帯の者の市町村民税に係る課税証明書又は非課税証明書

(訓練促進給付金)

- 入校証明書(在籍証明書)の写し

(修了支援給付金)

- カリキュラムの修了証明書の写し



(3)

支給要件を審査し、支給の可否を決定します。



(4)

給付金を支給します。

支給できません。

【提出書類】

- 高等職業訓練促進給付金等請求書

【留意事項】

- 訓練促進給付金の請求は、毎月行います。出席状況を証明する書類を添付してください。
- 訓練促進給付金を受給している場合は、年度末に修得単位証明書を提出してください。

支給決定後、次のいずれかに該当となった場合は、14日以内に届出が必要です。

【資格喪失届】

- 母子家庭の母・父子家庭の父でなくなったとき。
- 町外に転出したとき。
- 養成機関における修業をとりやめたとき。など

【課税状況等変更届】

- 受給者や同一世帯の者の市町村民税の課税状況が変わったとき。
- 世帯を構成する者に異動があったとき。など

注) 偽りその他不正の手段により給付金を受けたときは、返還をしていただくことになります。